

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年1月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500482号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500021号

第1 結論

昭和*年*月*日から昭和62年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和*年*月*日から昭和62年4月1日まで

学生であった自分宛に、今まで見たこともない分厚い封筒が届き、国民年金の納付書が入っていた。学生であったため国民年金保険料を用意することが難しかったが、父がこれで支払うようにと20万円程の大金を渡してくれたので、A市役所へ納めに行った記憶がある。両親が亡くなっているため、証言をもらうことはできないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われていたところ、請求者の国民年金番号「*」は、オンライン記録の資格処理日及び当該国民年金番号前後の被保険者の記録により、平成2年2月頃にA市で払い出されたものと推認されるほか、昭和62年10月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認され、請求期間については国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に上記以外の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者がお金を渡してくれたと陳述する請求者の父親は既に亡くなっており請求期間当時の状況について確認することができないほか、A市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び国民年金保険料の納付等について、保存期限経過により当時の資料がないため不明である旨回答している。

なお、請求者は20万円程の国民年金保険料を過去に一回、まとめて納付したことがある旨

陳述しているところ、日本年金機構が管理するA市国民年金被保険者名簿、収納者リスト（年金用）兼検認票及びオンライン記録により、国民年金番号が払い出された後の平成2年3月に、請求者が昭和63年1月分から平成元年12月分までの国民年金保険料（18万6,600円）を納付していることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。